

職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料月額の下げ

給料月額を3.5パーセント引き下げる（ただし、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの及び行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給がこれに相当する職員を除く。）。

イ 期末手当の下げ

期末手当の支給月数を年0.03月分（再任用職員にあっては、0.02月分）引き下げる。

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の引上げ

初任給調整手当の上限額を月額410,900円（現行 306,900円）に引き上げる。

エ 教員給与の改定

副校長、主幹教諭の設置に伴い、給料表を5級制（現行 4級制）に改め、標準職務表の改定を行う。

副校長...校長から命を受けた範囲で校務の一部を自らの権限で処理することができる職員

主幹教諭...校長（副校長をおく学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、その命を受けて担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、整理し、他の教諭等に対して指示することができる職員

オ 定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当の支給対象に、副校長、主幹教諭を加える。

カ 義務教育等教員特別手当の引下げ

義務教育等教員特別手当の上限額を月額15,900円（現行 20,200円）に引き下げる。

(2) 関係条例の一部改正

ア 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

給料月額の経過措置額について、(1)のアの改正事項に準じた改正を行う。

イ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

教員特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当を支給する教育職員に、公立学校に勤務する主幹教諭を加える。

ウ 職員の退職手当に関する条例の一部改正

給料月額の減額改定により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例を設ける。

エ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

(ア) 給与その他の勤務条件についての特例を定める条例の規定中、義務教育諸学校の教育職員の定義に、副校長及び主幹教諭を加える。

(イ) 教職調整額を支給する教育職員に、その職務の級が教育職給料表の特2級である者を加える。

オ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

給料月額及び期末手当について、(1)のア及びイの改正事項に準じた改正を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成21年4月1日とする(1)のウからカまで並びに(2)のイ及びエを除き、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日のときは、その日）とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告を踏まえ、職員の勤務時間の改定等を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア 職員の勤務時間を4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（現行 40時間）とする。

イ 再任用短時間勤務職員の勤務時間を4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内（現行 16時間から32時間までの範囲内）で任命権者が定める時間とする。

ウ 任期付短時間勤務職員の勤務時間を4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内（現行 32時間までの範囲内）で任命権者が定める時間とする。

エ 勤務時間の割り振りを1日につき7時間45分（現行 8時間）、短時間勤務職員については1日につき7時間45分を超えない時間（現行 8時間を超えない時間）とする。

オ 船員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て52週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分から40時間の範囲内で任命権者が定める時間（現行 40時間）とすることができることとする。

カ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 関係条例の一部改正

ア 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、(1)に準じた改正を行う。

イ 次の条例について所要の規定の整備を行う。

(ア) 職員の給与に関する条例

(イ) 職員の育児休業等に関する条例

(ウ) 任期付研究員の採用等に関する条例

(3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

知事等の給与に関する有識者会議で出された意見を踏まえ、一般職の職員に準じ、知事等の給与の改定を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

ア 知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給料月額等を次のとおり改定する。

(ア) 給料月額等を3.5パーセント引き下げる。

(イ) 期末手当の支給割合を年0.03月分引き下げる。

イ アに掲げる者以外の特別職の職員（鳥取県男女共同参画推進員以外の附属機関の委員その他の構成員を除く。）の報酬を3.5パーセント引き下げる。

(2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

ア 教育長の給料を月額76万2,000円（現行 79万円）の範囲内とする。

イ 教育長の期末手当の支給割合を年0.03月分引き下げる。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とするイを除き、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）とする。

イ 次の条例について所要の規定の整備を行う。

(ア) 知事等の退職手当に関する条例

(イ) 鳥取県障害者自立支援法施行条例